滋賀県がん診療連携協議会・第1回診療支援部会議事概要

日 時:平成21年7月3日(金)午後5時~午後6時30分

場 所:滋賀医科大学医学部附属病院 4階A病棟 共通カンファレンス室

出席者:部会員

部会開会に先立ち部会員各位から自己紹介が行われた。

議題

(1) 取組内容の確認及び今後のスケジュールについて

部会事務局より、資料3~7に基づき推進計画の概要、連携協議会、企画運営委員会、部会の 構成、当部会の所掌事項・取組事項等について説明があった。

藤山部会長より、診療支援部会に与えられた所管事項は拠点病院への診療支援の行う医師(等) の派遣調整と高度医療の推進であり、その主な取組事項は多岐に亘りかつ医師などの派遣調整の 実施といった実際的具体策の策定が困難な事項を求められている。そのような状況を踏まえつつ、 今年度の具体的な取り組みへの部会員からの忌憚のない提案・提言が求められ、以下のような意 見交換が行われた。

- ・当部会の活動として求められている診療支援を行う医師等派遣調整の実施に関して、具体的には県全体を見渡し、医療圏ごとにがん診療に係る医療者不足の現状を把握し、医師等派遣のニーズの掘り起こしを行うことが先ず必要と考える。他府県の協議会においても先ずは現状把握を行っていると聞いている。
- ・現状把握することによって、がん患者さんにより適切な医療が提供できる県下医療機関のネットワーク構築さらには紹介システムの体系付けに基づくがん診療体制整備に繋がるのではないか。このような体制整備を展開していくことで、絶対的なニーズに合致した人材確保に向けての取り組み、例えば研修支援などを行えることになる。
- ・県として、医療人材の確保は重点政策課題でもあり、現状把握によりこの分野における重点 的人材確保への具体的な県への提言をとりまとめていくことが一つの手段と考えられる。
- ・県放射線技師会として放射線治療は大きな課題で、医療機器整備の対象となる拠点病院においてもマンパワーが充足されていないのが実情である。放射線治療にかかわるには一定の経験年数が求められ、実際的に人材不足が治療の制約要件となっている。1患者の放射線治療に数名のスタッフが必要であり、適正な人員配置がされている状況ではない。一方、放射線治療に関しての放射線技師間での情報交換の場が乏しい現状もある。放射線技師会としてこのような観点からの放射線治療の現状把握は行えるものと考える。
- ・県薬剤師会では、緩和ケアや化学療法に係る薬剤処方に関して病院と地域の薬局との情報交換を行っているが、無菌調剤を安全に実施できるかなど施設間に格差があり、その均てん化が十分には図れていないのが現状である。病院薬剤部における現状把握は可能であり、地域の薬局に対しては協力依頼を積極的に行うことで無菌調剤が可能かなどの在宅化学療法の情報を把握したいと考える。
- ・滋賀県下のがん患者さんの実態については、他部会の所管事項ではあるが、県下各医療圏の がん登録は県がん対策推進計画にも示されているように全国的にみて比較的によく実施さ

れていると判断される。

- ・県がん対策推進計画の現状分析の数字からもがん医療に係る医療人の絶対数が不足している ことが明らかとなっている。このことから、医師の派遣調整よりも看護師・薬剤師・放射線 技師の各がん診療専門職を養成するための方策に先ず取り組むことが求められているので はないか。そのためには、養成期間中の不足人員の補充の方策も課題として取り組む必要が ある。
- ・本部会の活動に係る予算として、協議会事務局には事務的経費程度のものはあるが、情勢調査を外部委託するとした場合などの予算措置を今年度に確保することは難しい。調査に係る経費は放射線技師会、薬剤師会としてはある程度までなら可能と考える。
- ・国は今年度補正予算として"がん医療を含めた地域医療再生のための基金創設"を決定している。今後、医療圏単位でヒアリングが行われ、地域での課題・計画を提出することになっている。人件費では県単位でまとめられる。各医療圏からの提言を県がとりまとめ、国が承認すれば予算措置が講じられる段取りとなっている。本部会としても、早急に現状把握をとりまとめ県への提言として協議会に諮り県に提出することも視野に入る。
- ・高度医療推進の取組として公開症例検討会の開催が例示されている、守秘義務・個人情報保護の観点から自ずと制約がある。各拠点病院で実施されているキャンサーボードへの地域医療機関からの参加について、要望に応じた受入の諾否を行い広めていくことが実際的ではないか。また、がん診療に係る高度医療に関する情報もより積極的に県下医療機関に提供する方策を講じる必要がある。
- ・過去に遠隔で診るネットワークが作られたが、きちっと整備、運用されれば診療支援になる のではないか。
- ・がん治療薬剤臨床試験(治験)の推進も所管事項となっているが、種々の背景要素もあり、 現時点で具体的な取り組みを示すことは困難であり、今後の継続検討課題としてきいきたい。
- < 陪席の県がん患者団体連絡協議会メンバーからの参考意見 >
- ・がん患者側としては、高い精度のがん登録や患者側のパスも作ってほしい。医療者の垣根を 越えた治療方法、病院の専門性からできる医療の現状を把握したらその情報を知らせてほし い。患者さんの近くに放射線療法、化学療法できる所はどこなのか、情報の提供を希望して いる。
- 以上の意見交換を踏まえ、当面の取り組みとして県下がん診療の現状把握を行うことしは、薬剤師会、放射線技師会、看護協会各々の視点からの調査の実施に向けて各部会員が検討いただくこととし、医師・医療機関の視点からの調査については部会長病院の滋賀医科大学でたたき台を作成し、e-mail を通じて関連部会員に練っていただくこととなった。

また、藤山部会長より、滋賀医科大学に滋賀県からの寄付講座として総合がん治療学講座が開設されたが、7月1日付けで醍醐教授が着任された旨、略歴を含め紹介があった。

(2)各部会員のメールアドレス一覧の共有について 資料8の部会員のメールアドレスの共有で連絡調整に利用することが了承された。

以上